

社団法人東京都看護協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東京都看護協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区筑土八幡町4番17号に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地区に支部を置くことができる。

(目 的)

第4条 この法人は、看護に関する分野の研究・開発を図り、保健衛生に関する知識の普及・啓発及び看護を通じて社会奉仕を行うとともに、看護職員の資質の向上に努め、もって都民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護業務の調査研究及び情報の提供に関する事業
- (2) 地域住民の保健福祉に関する事業
- (3) 看護職員の資質の向上に関する事業
- (4) 機関誌の発行に関する事業
- (5) 訪問看護ステーションの設置運営に関する事業
- (6) 介護保険法に基づく居宅介護支援に関する事業
- (7) ナースセンターに関する事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 東京都内に居住又は勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同した個人又は団体で会費を拠出した者

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

2 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、又は解散したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(3) 免許の取消をうけたとき。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、それを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 18人以上21人以内
- (2) 監 事 3人

2 理事のうち1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事、4人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。ただし、監事のうち1人は正会員以外の者から選任する。

2 理事の構成は、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者の数がそれぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌握し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は常勤とし、会長の旨を受けて担当業務を執行し、専務理事に事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見

したときは、これを総会又は東京都知事に報告すること。

- (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、同一の職に引き続き3期をこえて就任することはできない。

2 補欠役員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えがたいと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第17条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は学識経験者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問の任期は役員任期による。

4 顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(費用弁償等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する場合には、有給とすることができる。

2 役員及び顧問には、費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第19条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。

2 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 定時総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、総会については開催日の30日前までに、理事会については開催日の7日前までにそれぞれ通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員総数及び理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(会議における書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
(2) 正会員又は理事の現在数
(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
(4) 議決事項
(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第29条 この法人に、委員会を設置することができる。

2 委員会について必要な事項は別に規則で定める。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会計年度内における次に掲げる収入

ア 会費

イ 入会金

ウ 寄附金品

エ 事業に伴う収入

オ 財産から生ずる収入

カ その他の収入

(財産の管理)

第31条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2箇月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第36条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届出なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を経て、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、東京都知事の許可があったとき解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、東京都知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第41条 職員の任免は、会長が行う。

第9章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず別紙役員の名簿のとおりとする。

その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までの1年間とする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項1号及び第2項第2号並びに第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

1 この変更した定款施行時に現にその職にある役員は第13条の規定にかかわらず変更した定款により選任されたものとみなす。

2 この変更した定款により増員した役員及び顧問の任期は第14条第1項の規定にかかわらず昭和65年3月31日までとする。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成3年4月22日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成5年5月27日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成6年6月3日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成7年5月19日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成9年5月2日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成10年5月25日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成12年3月22日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成13年3月23日）から施行する。

附 則

この定款は主務官庁の認可のあった日（平成14年8月13日）から施行する。

社団法人東京都看護協会細則

社団法人東京都看護協会細則

第1章 総 則

(細則の目的)

第1条 この細則は、定款第42条により会務を執行するために必要な事項を定める。

第2章 事 業

(事業)

第2条 定款第5条の実施にあたっては、必要に応じ社団法人日本看護協会との連携において実施する。

第3章 会 員

(会員)

第3条 本会は、総会の議を経て社団法人日本看護協会の法人会員となるものとする。

2 正会員は、本会を通じ社団法人日本看護協会の会員となる。

(入会の手続)

第4条 正会員になろうとするものは、入会申込書に別定める入会金、当該年度の会費及び会館維持管理費を添えて、会長に提出しなければならない。

2 東京都看護協会は、入会者があった時は、正会員名簿に登録すると同時に会員証を交付しなければならない。

3 賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書に当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

4 総会において社団法人日本看護協会の法人会員として加入が承認された時は、代表者1人を決めて入会の手続きをする。

(退会の手続)

第5条 会員が退会しようとする時は、会員証を添えて退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が退会したときは、会員名簿から削除する。

(会員の異動)

第6条 会員は、住所または就業地を変更した時は、変更届を会長に提出しなければならない。

2 会員が他県等から転入する場合は、入会申込書に東京都看護協会入会金、会費及び会館維持管理費を添えて会長に提出する。東京都看護協会は会員名簿に登録すると同時に会員証を交付する。ただし、他県において当該年度の会費を納入済みの場合、入会申込書に入会金のみを添えて提出する。ただし、会員証は交付しない。

(入会金、会費及び会館維持管理費)

第7条 会費は、年額5,000円とする。ただし、地区支部費を200円として、これを含む。

2 入会金は、新入会時5,000円とする。

3 会館維持管理費は、年額5,000円とする。ただし、平成16年度会計から徴収することとする。

4 会費の年額の改正については、総会の承認を得るものとする。

(会費等の納入)

第8条 会費及び会館維持管理費は、毎年度毎に申込書を添えて東京都看護協会に納入しなければならない。

2 入会金は、入会年度に会費及び会館維持管理費の納入時に納入する。

3 日本看護協会の名誉会員は、会費及び会館維持管理費を免除するものとする。

4 東京都看護協会会員で75歳に達した場合、会費及び会館維持管理費を免除するものとする。

(会費等の不還付)

第9条 一旦納入した入会金、会費及び会館維持管理費は、事由の如何を問わず返還しない。

第4章 選 挙

(役員等の選挙)

第10条 役員(理事・監事)、推薦委員及び職能委員は、総会において出席会員が選挙する。

(理事等の改選)

第11条 役員改選は、役員総数の半数を偶数年次(西暦)及び奇数年次(西暦)それぞれにおいて開催される通常総会において次により改選する。

(1) 偶数年次(西暦)における改選役員

会長、副会長1人、常務理事1人、財政担当理事、その他の理事5人(保健師職能理事、東部地区理事、中部地区理事、多摩南地区理事、全区理事)及び監事1人

(2) 奇数年次(西暦)における改選役員

副会長2人、専務理事、常務理事1人、その他の理事5人(助産師職能理事、看護師職能理事、西部地区理事、南部地区理事、多摩北地区理事)及び監事2人

(委員の改選)

第12条 職能委員は、半数を偶数年次(西暦)残り半数を奇数年次(西暦)に改選する。ただし再選を妨げない。看護職能委員については偶数年次に2人、奇数年次に3人改選する。

2 推薦委員は、毎年改選する。

(候補者の推薦並びに発表)

第13条 推薦委員会は、役員(専務理事及び常務理事を除く)、推薦委員及び職能委員の各候補者について正会員の中から、同一職について改選定数を超える候補者を推薦しなければならない。又、正会員及びこの法人の職員以外からの監事1人を選任する必要がある時は、これを推薦しなければならない。

2 専務理事及び常務理事は理事会が推薦する。

3 本会の役員(専務理事及び常務理事を除く)、推薦委員及び職能委員に立候補しようとするものは、正会員5人以上の推薦を受けて会長に総会の2箇月前までに届け出な

ればならない。

4 会長は、役員、推薦委員及び職能委員の候補者の推薦名簿と立候補者名を総会の30日前までに会員に発表しなければならない。

(候補者発表と議場推薦)

第14条 推薦委員会は、投票開始前に確定した候補者を発表する。

2 出席会員は、議場において候補者を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

(選挙管理委員)

第15条 議長は、投票前に正会員の中から選挙管理委員（12人）を定める。

(選挙管理委員会)

第16条 選挙管理委員は、総会において指名され承認を受け、承認を受けた委員は、委員会を構成し委員長を互選する。

(選挙の公示)

第17条 選挙期日は、理事会の議を経て、会長がこれを定め選挙期日の7日前に選挙権者に知らせなければならない。

2 会長は、選挙期日を会館公示板に公示するとともに地区理事に通知する。

(選挙管理委員会の任務)

第18条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

2 選挙管理委員長は、選挙開始を宣言すると同時に会場を閉鎖し、選挙権を有する出席者数を確認しなければならない。

(投票の方法)

第19条 投票は単記無記名でこれを行う。ただし、推薦委員及び職能委員については連記無記名とする。

(選挙の成立)

第20条 投票総数の半数以上が、有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選人)

第21条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

第5章 総 会

(総会の議事事項)

第22条 定時総会の議事事項は、次のとおりとする。

(1) 報告事項：理事会報告、会計報告、職能委員会報告、地区支部報告、全区報告、常任委員会報告、特別委員会報告、監査報告及び社団法人日本看護協会総会報告

(2) 議決事項：事業計画及びこれにともなう予算、事業報告及び決算、資金の借入、定款変更、理事会で総会の議決を要すると定めた事項及び総会において出席会員から発議され動議として成立した事項

(3) 選挙：役員、推薦委員及び職能委員の選挙

(4) 日本看護協会総会代議員の承認

(議長)

第23条 議長団は、互選により議長を定め、議長交代は、あ

らかじめ議長団の協議によりこれを定める。

(議事運営)

第24条 総会の議事運営に関する規程は、別にこれを定める。

第6章 役 員

(役員の種類)

第25条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 専務理事 | 1人 |
| (4) 常務理事 | 4人以内 |
| (5) 財政担当理事 | 1人 |
| (6) 職能理事 | 3人 |
| (7) 地区理事 | 6人 |
| (8) 全区理事 | 1人 |
| (9) 監事 | 3人 |

(役員の選任)

第26条 役員は、正会員の中から選任する。

2 第25条の役員のうち、(1)～(6)迄の役員を常任理事とし、(1)～(8)までを理事とする。

3 理事のうち職能理事3人は、保健師、助産師及び看護師から各1人、地区理事は6地区から各1人、又全区理事は准看護師からそれぞれ選出する。

第27条 会長はこの法人を代表し業務を統括し、渉外に関して会を代表してその任にあたると共に、社団法人日本看護協会法人会員の代表者としての職務を行う。又常務理事会の議を経て、すべての常任委員及び特別委員を任命する。(ただし、推薦委員及び職能委員は除く)

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。所属する職能の活動状況を把握し、担当の常任又は特別委員会に出席し任務遂行上の助言を行い常務理事会及び理事会に委員会の活動状況を報告する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌握する。又会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。総会、理事会、三役会及び常務理事会等の企画運営の円滑な推進をはかると共に総会、理事会等の記録を担当し議事録を作成する。又職員の業務の把握及び調整を行う。

担当の常任又は特別委員会に出席し任務遂行上の助言を行い常務理事会及び理事会に委員会の活動状況を報告する。

4 常務理事は、会長の旨を受けて担当業務を執行し、専務理事に事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

担当の常任又は特別委員会に出席し任務遂行上の助言を行い常務理事会及び理事会に委員会の活動状況を報告する。

5 財政担当理事は、予算、決算及びその他財政上の執行に係わる助言及び調整を行う。

6 職能理事は、担当職能委員会を掌握し、委員会活動の円滑な運営をはかるとともに、常務理事会及び理事会のメンバーとして出席し、専門的な立場から会全般の発展に寄与

すると共に、職能委員会の行事を適時会長に報告する。なお、担当の常任又は特別委員会に出席し、任務遂行上の助言を行い常務理事会及び理事会に委員会の活動状況を報告する。又社団法人日本看護協会の全国・地区別職能委員長会に出席するものとする。

7 地区理事は、地区会員を掌握し地区事業の推進をはかり本会との連携を密にする。地区会費及び補助金の運営を明確にしその活動状況の報告書を会長に提出し総会にて報告する。又理事会において地区事業を報告しなければならない。

8 監事は、次に定める職務を行う。

- (1) 財産、会計状況及び業務執行状況を監査し総会に報告しなければならない。
- (2) 財産、会計状況及び業務執行状況に不正の疑いがあることを発見した時は、総会に報告しなければならない。
- (3) 前(2)項の報告をするために総会を招集することが出来る。

第7章 理事会

(理事会開催)

第28条 理事会は、通常総会直前に1回、その他2回以上開催しなければならない。

(理事会の審議事項)

第29条 理事会は、定款に定めるほか次の事項について審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会の招集並びに付議すべき事項
- (3) 会務の処理及び通常総会への報告に関する事項
- (4) 地区事業報告に関する事項
- (5) 後援、協力、依頼に関する事項
- (6) 特別委員会設置に関する事項
- (7) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (8) 年1回以上の公認会計士による会計帳簿の検査に関する事項
- (9) 社団法人日本看護協会との連携に関する事項
- (10) その他理事会が必要と認める事項

第8章 三役会

(三役会)

第30条 協会の円滑な運営に資するため、次の役員により三役会を構成し、月に1回の会議を開催する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事
- (5) 財政担当理事

第9章 常務理事会

(常務理事会)

第31条 常務理事会は、会長が招集しその議長となる。

2 常務理事会は、次の事項を処理する。

- (1) 会務の執行状況に関する事項

- (2) 委員会への諮問事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 理事会運営に関する事項
- (5) その他常務理事会が必要と認める事項

(常務理事会における監事の役割)

第32条 監事は、常務理事会に出席し意見を述べることが出来る。ただし、表決には加わらない。

(常務理事会の招集)

第33条 常務理事会は、月1回以上定例日に招集する。ただし、必要ある時は、臨時に招集することが出来る。

第10章 職能委員会

(職能委員会の設置)

第34条 定款第5章第29条1項により次の職能委員会を設置する。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会の委員長は、職能理事とする。

(職能委員会の構成)

第35条 職能委員会は、各委員長(職能理事)及び委員4人以内をもって構成する。ただし、看護師職能委員会の委員は5人以内とし、そのうち1人は准看護師でなければならない。

(職能委員会の定例会合)

第36条 職能委員会は、定例会合を行う。

(職能委員の任期)

第37条 職能委員の任期は、選挙された総会の年から2年間とする。ただし、3期を越えて就任することはできない。

(職能委員会招集)

第38条 職能委員会は、委員長が招集しその議長となる。

(職能小委員会)

第39条 職能委員会は、必要に応じ会長の承認を得て小委員会を設けることができる。

(職能委員会の役割)

第40条 職能委員会は、職能上の問題を審議し会長に助言する。

第11章 委員会

(常任委員会の設置)

第41条 定款第5章第29条1項により次の常任委員会を設置する。

- (1) 推薦委員会
- (2) 調査委員会
- (3) 社会経済福祉委員会
- (4) 認定看護管理者教育課程運営・審査委員会
- (5) 教育委員会
- (6) 学会委員会
- (7) 広報出版委員会
- (8) 看護制度委員会
- (9) 医療・看護安全対策検討委員会

(特別委員会の設置)

第42条 前条に定める委員会の他に会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(委員会の役割)

第43条 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画及び会長の諮問事項を審議する。

(委員会の構成)

第44条 常任委員会は、委員5人以上をもって構成しそのうち1人を委員長とする。ただし、推薦委員は9人とする。

2 委員長は、委員の互選による。

(委員の選任)

第45条 委員は、常務理事会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、推薦委員は、総会において選任する。

(委員の任期)

第46条 常任委員の任期は2年とする。ただし、3期をこえて就任することはできない。

2 推薦委員の任期は、選任された総会終了日から翌年の総会終了の日までとする。

3 特別委員は、その事項の審議が終了した時を以て解任する。

(委員会の招集)

第47条 委員会は、会長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(委員会の議決)

第48条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会と担当理事)

第49条 委員会は、担当理事の出席を得、報告と助言を受ける。

(委員長の報告義務)

第50条 委員長は、諮問された事項について会長に報告書を提出し、又総会で報告を行わなければならない。

(委員会の任務)

第51条 常任委員会は、次の任務を行う。

(1) 推薦委員会

選挙規則による役員（専務理事及び常務理事を除く）及び職能委員・推薦委員の改選に関する事項

(2) 調査委員会

本会に必要な資料の収集に関する事項

(3) 社会経済福祉委員会

会員の福祉、各種表彰者選考、待遇改善、公務障害及び罹災見舞い等に関する事項

(4) 認定看護管理者教育課程運営・審査委員会

資格認定制度教育と認定に関する事項

(5) 教育委員会

会員の教育計画に関する事項

(6) 学会委員会

本会の会員及び入会校の学生を対象に学会を開催し、看護意識の向上を図ることにに関する事項

(7) 広報出版委員会

活動の宣伝、会員の教育及び会員拡大に関する事項

(8) 看護制度委員会

看護制度に関する事項

(9) 医療・看護安全対策検討委員会

医療・看護安全対策に関する事項

第12章 地区支部

(地区支部の設置)

第52条 本会に次の地区支部を置く。

(1) 東部地区支部（8区）

足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区及び文京区

(2) 西部地区支部（6区）

板橋区、北区、豊島区、練馬区、杉並区及び中野区

(3) 南部地区支部（5区）

渋谷区、世田谷区、目黒区、品川区及び大田区

(4) 中部地区支部（4区・島しょ・近県）

千代田区、新宿区、中央区、港区、島しょ及び近県

(5) 多摩北地区支部（17市・3町・1村）

あきる野市、福生市、青梅市、昭島市、東大和市、武蔵村山市、東村山市、小平市、清瀬市、西東京市、東久留米市、武蔵野市、羽村市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、奥多摩町、日の出町、瑞穂町及び檜原村

(6) 多摩南地区支部（9市）

三鷹市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、府中市、調布市、狛江市及び町田市

2 地区支部に副地区支部を置くことができる。

3 地区支部の運営については、地区の特性を考慮のうえ地区支部で定め理事会の承認を得る。

(地区支部の役割)

第53条 地区支部は、会員の自治によって、保健師、助産師、看護師及び准看護師の福祉を図るとともに職業倫理の実践、看護に関する専門教育及び学術の研究につとめ、地域住民の健康と福祉の向上に寄与する。また会員相互の親睦と交流につとめ、本会の事業に参加及び協力する。

(地区支部の役員)

第54条 地区支部にそれぞれ次の役員を置くことができる。

(1) 地区支部長 1人

(2) 地区副支部長 1人

(3) 書記 1人

(4) 会計 1人

(5) 監事 2人

(6) 評議員 若干名

2 地区支部役員は、地区支部総会において会員の中から選出する。

3 地区支部長は、地区理事が兼務する。

4 役員任期は、選挙された年より2年とする。ただし、同一の職に引き続き3期をこえて就任することはできない。

5 選出された地区支部役員名は、理事会に報告する。

(地区支部の規則)

第55条 地区支部に関する規則は、本会規則の趣旨に則り理事会の承認を経て、地区支部が定める。

第13章 事務局

(事務局の設置)

第56条 本会の事業を行うため事務局を置く。

2 事務局は、次の部、看護教員養成研修課程、課及び係とする。

- (1) 教育部
教育課
研修係
図書係
- (2) 事業部
事業係
- (3) 看護教員養成研修課程
教務係
- (4) 総務課
庶務係
会計係
会員係

(事務局の管理運営)

第57条 事務局の管理運営に関する必要事項は、別に定める。

第14章 細則の変更

(細則の変更)

第58条 この細則の変更は、理事会における議決を経なければならぬ。

第15章 雑 則

(細則施行に必要な規定)

第59条 この細則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第7条に定める会費については平成10年度から施行し、それまでは従前を適用する。

附 則

この細則は、平成14年9月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年9月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年7月9日から施行する。